

無料低額診療事業とは

経済的な理由により医療費の支払いが
困難な方に対し、病院の規定により
医療費の減額や免除を行う制度です

例えばどんなとき？

- 医療費の支払いをすると余裕がなくなり、
生活が苦しくなってしまう。
- 国民健康保険短期保険証、資格証明書
が発行されて困っている。
- 病気や障がい、失業のため収入がなく
医療費の支払いに困っている。



まずは 受付 にお気軽に

お声かけください。



社会医療法人健生会

おかたに病院

奈良市南京終町1丁目25-1
TEL 0742-63-7700



無料低額診療事業 のご案内



医療費のお支払いで
お困りの方は、
ご相談ください

社会医療法人健生会

 **おかたに病院**

ご利用までの流れ

相談

職員にお気軽にご相談ください

面談

担当者がお話をうかがいます

お身体の状態や生活状況などを聞き、公的な制度の活用なども含めてご相談します。

申請

書類の確認を行います。世帯の収入状況・資産の状況などをうかがいます。

適用の審査

適用にならない場合

支払い方法などをご相談します。

適用の場合

文書で通知いたします。

窓口での支払いが減額又は免除になります。

適用期間は原則 1 年以内です。

生活が改善されるまでの一時的な措置です。

対象にならないもの

- ・健康診断や予防接種、診断書など自費診療分
- ・介護保険の自己負担金
- ・院外処方の場合の薬代
- ・おかたに病院以外の医療機関の支払い
- ・オムツや病衣レンタル等、実費でかかる支払い